妙高市公共施設等総合管理計画

平成28年12月

(令和5年3月改訂)

新潟県妙高市

目次

1章 計画の概要	. 3
1-(1)計画策定の背景	. 3
1-(2) 策定の目的	. 4
1-(3)計画の位置づけ	. 4
1-(4)計画の範囲	. 6
1-(5)計画期間	. 6
2章 公共施設等を取り巻く現状と課題	. 7
2- (1) 人口の推移	. 7
1) 人口推移と将来予想	. 7
2) 年齢別人口の推移	. 8
3) 建物系施設の人口一人あたりの面積	. 9
2-(2) 財政状況の変化	1 0
1) 歳入の推移	1 0
2) 歳出の推移	1 1
2-(3)公共施設等の現状	1 2
①建物系施設	1 2
1) 保有状況	1 2
2) 経過年数の状況	1 3
3) 建物系施設の保有量の推移	1 3
4) 有形固定資産減価償却率の推移	1 3
5) 耐震化の状況	1 4
6) 主な施設の建築年別一覧	1 5
②インフラ系施設	1 7
1) 保有状況	1 7
2) 経過年数の状況	1 8
2-(4)公共施設等の維持・更新	2 1
①建物系施設	2 1
②インフラ系施設	2 2
3章 公共施設等の管理に関する基本方針	2 3
3- (1) 公共施設等に関する課題の整理	2 3
1) 人口減少への対応	2 3
2) 少子高齢化への対応	2 3

	3)維持・更新費用等の財政的な負担への対応2	2 3
	4) 過剰施設・遊休施設の対応 2	2 3
	3- (2) 公共施設等の管理の基本方針 2	2 5
	①保有総量の抑制 ~量を抑制する~2	2 5
	②維持管理の見直し ~長期に使用する~2	2 5
	③運営方法の見直し ~民間の力を取り入れる~2	2 6
	④資産の有効活用 ~資産を活かす~ 2	2 6
	3-(3)数値目標2	2 7
4	章 計画の推進 2	2 8
	4-(1) 個別計画の策定 2	2 8
	4-(2)全庁的な取組体制の構築及び情報の管理・共有	2 9
	4-(3) 計画のフォローアップ	2 9

1章 計画の概要

1-(1)計画策定の背景

妙高市では、都市化の進展や経済成長とともに、市民の生活環境の向上と多様な行政需要に対応するため、昭和 40 年代後半から小中学校や福祉関係施設など行政サービスを提供するための施設をはじめ、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設や公営住宅、また道路や橋りょうといったインフラ系施設(注2)を整備してきました。

現在、これらの公共施設等(注3)は、建設から40年を経過したものもあり、建築物の耐用年数が60年と言われる中、今後順次更新時期を迎えることになります。

一方、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、建物系施設(注1)に求められる市民ニーズも当時とは大きく変化しており、公共サービスや公共施設等の質のあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、財政面を見ると、長期的には人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大、加えて、普通交付税の算定の特例(合併算定替)の終了等による縮小など、財源の確保が厳しさを増す中、さらなる健全化が求められています。

このような中、国では、2012年(平成24年)12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生をきっかけに、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに各地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされました。

本市ではこれを受けて、老朽化が進む施設の安全対策や維持管理・更新等にかかる費用負担といった課題に適切に対応するため、2016年(平成28年)12月に「妙高市公共施設等総合管理計画」を策定しました。さらに、2019年(平成31年)3月に本計画に基づき建物系施設を対象とした「妙高市公共施設個別施設計画」を策定しました。

そして今般、国における「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂や見直し要請を踏まえ、本計画の一部を改訂し、将来のまちづくりを見据えた公共施設等の適正管理の推進に取り組むものです。

⁽注1) 建物系施設:本管理計画における建物系施設は、庁舎等施設(市役所)、集会施設(コミュニティセンター等)、文化施設(文化ホールや図書館等)、スポーツ施設(体育館等)などを含むいわゆるハコモノ等を指します。

⁽注2) インフラ系施設: インフラストラクチャー (Infrastructure) の略です。本計画におけるインフラ系施設は、道路・橋りょうの他、公園・上下水道管等を対象とします。

⁽注3)公共施設等:公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念です。(総務省、2014年(平成26年)4月22日「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より)

1-(2)策定の目的

妙高市が所有する公共施設等の全体の状況を把握するとともに、市を取り巻く現況及び 将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の維持管理・更新等のあり方の基本的 な方針を定めるものです。

1-(3)計画の位置づけ

国においては、2013年(平成25年)6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針~脱デフレ・経済再生~」において「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、2013年(平成25年)11月には、インフラのメンテナンスサイクルの構築について定めた「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」で示された、地方自治体が策定すべき行動計画に位置付けられるものです。

なお、妙高市公共施設有効活用・再配置計画(2014年(平成26年)3月策定。以下「再配置計画」という。)、その他公共施設等に関する各種既存計画は本計画を上位計画とする「個別施設計画」に位置付けます。

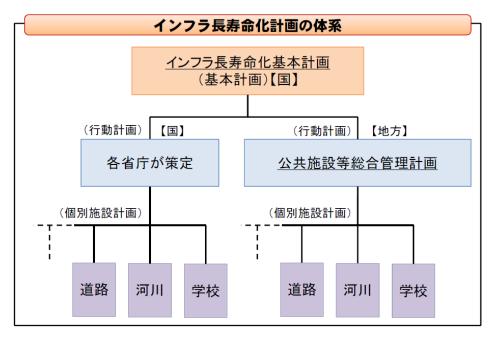
また、本計画は、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を効率的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化を図ることで、持続可能な行財政運営を行っていくことを目的としており、2022年(令和4年)12月に制定した「妙高市 人と地球が笑顔になるSDGs推進条例」のもと、国際社会の共通目標のSDGsの達成に向けても重要な役割を担うものです。特に、省エネや環境負荷低減の視点(目標7)、持続可能かつ強靭なインフラ整備の視点(目標9)、住み続けられるまちづくりの視点(目標11)などの達成を目指します。







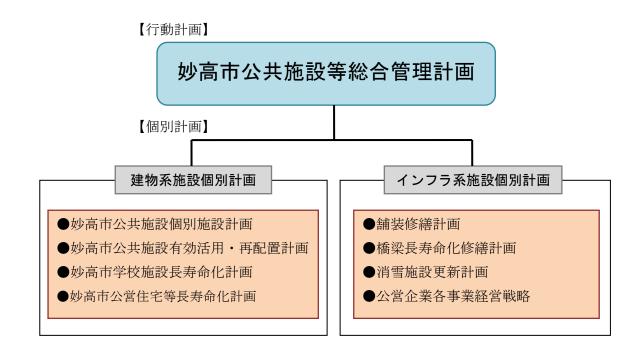




図表 1-1 インフラ長寿命化計画の体系のイメージ図

出典:総務省ホームページ(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要)より

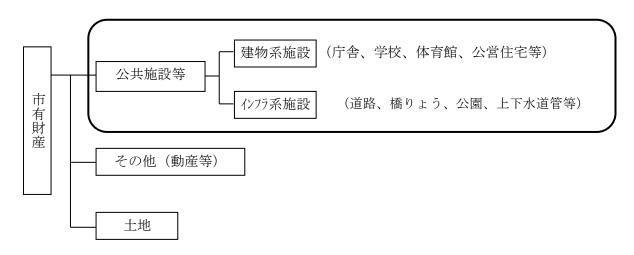
図表 1-2 妙高市公共施設等総合管理計画と現在ある個別計画との関係



1-(4)計画の範囲

本計画の対象となる公共施設等は、庁舎や学校、体育館、公営住宅などの「建物系施設」のほか、道路・橋りょう・公園や上下水道管等の「インフラ系施設」を対象とします。

図表 1-3 本計画の対象範囲



1-(5)計画期間

国が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、計画期間は少な くとも 10 年以上とすることが要請されています。

また、公共施設等の維持管理・更新等は、長期的な視点で進めなければならない取り組みであり、時代の変化に対応して継続的に見直す必要があるため、妙高市では要請されている計画期間である10年間(平成28年度から令和7年度まで)を計画期間とします。

【計画期間】

2016 年度 (平成28 年度)から2025 年度 (令和7年度)までの10年間

2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

2-(1)人口の推移

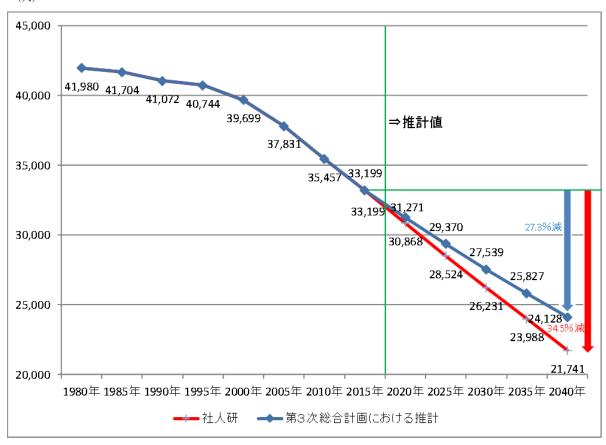
1) 人口推移と将来予想

妙高市の人口は 1945 年 (昭和 20 年) 以降減少しつづけ、2015 年 (平成 27 年) には 33, 199 人まで減少し、今後も減少傾向が見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の予測によると、2040 年 (令和 22 年) には 21,741 人と推計され、2015 年 (平成 27 年) の 33,199 人から 34.5%減少すると見込まれています。

なお、第3次総合計画における推計では、積極的な人口減少対策を実施し、出生数の向上による自然動態の改善とあわせ、移住者の増加と定住者の転出抑制を図る取組を進めることで、2040年(令和22年)の人口を24,128人、2015年(平成27年)からの減少率を27.3%と推計しています。

図表 2-1 妙高市の人口推移

(人)

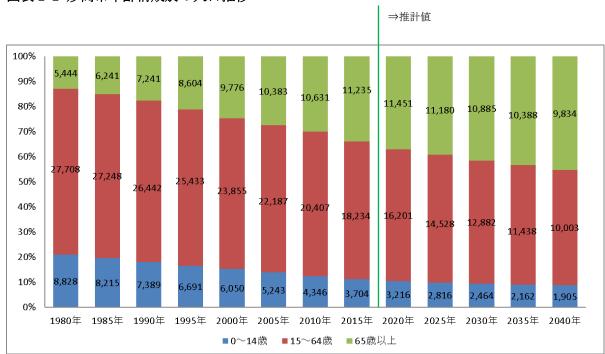


出典:国勢調査(2015年(平成27年))、第3次総合計画より作成

2) 年齢別人口の推移

年齢別人口では、社人研の推計によると、年少人口(15 歳未満)は 2040 年(令和 22 年)には 1,905 人(総人口の 8.8%)となり、2015 年(平成 27 年)の 3,704 人(同 11.2%)から 1,799 人の減少、構成割合としては 2.4 ポイント減少すると見込まれています。

また、高齢者人口(65 歳以上)は、2040年(令和22 年)には9,834人(同45.2%)となり、2015年(平成27年)の11,235人(同33.9%)から1,401人減少するものの、全体の人口が減少することから、構成割合としては逆に11.3ポイント増加すると見込まれており、人口減少とともに少子高齢化が一層進むものと予測されています。



図表 2-2 妙高市年齢構成別の人口推移

出典: 国勢調査 (2015 年 (平成 27 年))、社人研資料 (2018 年 (平成 30 年) 推計) より作成 ※グラフ内の数字は国勢調査、社人研における構成人数を表示

※年齢不詳を除く

※参考: 国勢調査 (2020年(令和2年)) 実績

総数:30,383人(0~14歳:3,139人、15~64歳:15,826人、65歳以上:11,319人、不詳:99人)

3) 建物系施設の人口一人あたりの面積

妙高市の建物系施設における一人あたりの床面積は 7.53 ㎡となっており、県内他市と比較すると 20 市中 6 番目の上位にあります。

今後、人口減少の進展に伴い、一人あたりの床面積はさらに増加することが見込まれます。

図表 2-3 県内市の人口一人あたりの建物系施設の床面積比較

順位	市名	人口1人あたりの建物系施設 の床面積 (㎡/人)	順位	市名	人口1人あたりの建物系施設 の床面積 (㎡/人)
1	佐渡市	10.38	11	加茂市	5.48
2	魚沼市	10.37	12	柏崎市	5.42
3	十日町市	8.10	13	阿賀野市	4.85
4	胎内市	7.90	14	長岡市	4.74
5	糸魚川市	7.72	15	三条市	4.53
6	妙高市	7.53	16	五泉市	4.18
7	村上市	7.17	17	燕市	4.17
8	小千谷市	5.86	18	見附市	4.12
9	上越市	5.77	19	新発田市	4.01
10	南魚沼市	5.75	20	新潟市	3.56

(出典) 人口:2021年(令和3年)1月1日現在の住民基本台帳人口を基に整理

公共施設の床面積:新潟県ホームページ(令和2年度公共施設状況調査)を基に整理

2-(2)財政状況の変化

1)歳入の推移

歳入決算額の規模は、合併以後、204.3億円~252.2億円で推移しています。令和2年・3年度は、新型コロナウイルス感染症に係る国庫支出金等の増加によって、250億円を超えた決算額となっています。

歳入のうち、全体の約2割を占める市税収入は45.9億円~64.2億円の水準で推移していますが、近年は土地の下落や企業の設備投資控えなどから減少傾向にあります。また、歳入全体の約3割を占める地方交付税は、人口減少等の影響から減額が懸念され、厳しい財政状況になることが予想されます。

億円 300 252.2 250.6 2.50 234.9 10.7 229.9 228.2 20.2 226.5 222.5 14.7 217.8 15.8 214.2 14.3 13.3 204.3 27.4 26.0 18.2 14.6 10.8 26.8 18.4 200 8.4 20.3 13.7 60.0 6.5 20.5 8.8 17.0 4.9 16.8 19.5 20.1 17.2 14.6 15.6 17.8 4.7 13.3 41.5 150 46.8 ■その他特定財源 35.8 39.4 39.4 39.7 ■県支出金 77.3 ■国庫支出金 100 76.6 77.3 74.4 80.1 75.9 72.5 76.7 71.9 71.4 ■地方債 ■ その他一般財源 50 ■地方交付税 64.2 46.9 46.6 47.4 48.7 48.3 46.9 46.0 46.0 45.9 ■地方税 Λ 2018 2019 2012 2013 2014 2015 2016 2020 2021 2017

図表 2-4 普通会計 (歳入) 決算額の推移

出典:妙高市地方財政状況調査表を基に整理

※その他一般財源:一般財源から地方税、地方交付税を除いたもの。地方譲与税、地方特例交付金等の合計額

※その他特定財源:特定財源に分類されるものから国庫支出金、都道府県支出金を除いたもの。地方債、分担金、

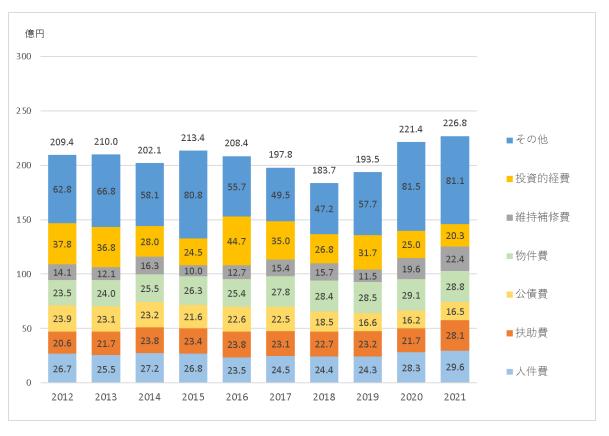
負担金、使用料、手数料など

2)歳出の推移

歳出決算額の規模は、合併以後、183.7億円~226.8億円で推移しています。このうち投 資的経費は、17.5億円~48.8億円で推移しています。

今後は、2023 年(令和5年)から図書館をはじめ、子育て支援、生涯学習などの機能を備える新図書館等複合施設の建設に着手するほか、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の増大、公共施設の維持管理・更新等に係る費用の増加などにより、財政への負担が予想されます。

図表 2-5 普通会計 (歳出) 決算額の推移



出典:妙高市地方財政状況調査表を基に整理

※投資的経費…経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設 事業費、災害普及事業費、失業対策事業の合計

2-(3)公共施設等の現状

①建物系施設

1) 保有状況

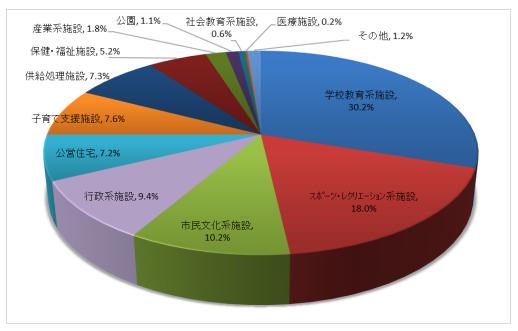
妙高市では、公共施設等のうち総延床面積 237,433 ㎡の建物系施設を保有しています (2022 年 (令和 4 年) 3 月末現在)。

施設類型別の保有状況では、学校教育系施設(延床面積比 30.2%)が最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設(同 18.0%)、市民文化系施設(同 10.2%)の順となっています。なお、学校教育系施設のなかには、現在利用されていない空き校舎などの未利用施設も含まれています。

図表 2-6 施設類型別の施設数及び床面積(2022年(令和4年)3月末現在)

公共施設の構成比(延床面積:令和4年3月末現在)

類型 ※()内は具体例	棟数(棟)	延床面積(㎡)	割合
学校教育系施設(学校関連施設)	56	71,640	30.2%
スポーツ・レクリエーション系施設(体育館・観光施設など)	45	42,612	18.0%
市民文化系施設(集会施設)	46	24,187	10.2%
行政系施設(庁舎・消防施設など)	80	22,275	9.4%
公営住宅	20	17,161	7.2%
子育て支援施設(保育園・こども園など)	22	18,106	7.6%
供給処理施設	13	17,295	7.3%
保健・福祉施設(高齢・障がい福祉施設など)	10	12,425	5.2%
産業系施設(直売所など)	13	4,235	1.8%
公園	61	2,682	1.1%
社会教育系施設(資料館など)	7	1,395	0.6%
医療施設(診療所)	1	506	0.2%
その他(斎場など)	32	2,914	1.2%
合計	406	237,433	100.0%

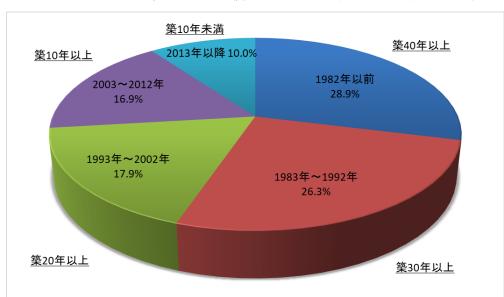


※延床面積は決算に関する参考資料「土地建物の用途別内訳」行政財産(建物)、普通財産(建物)を基に作成

2) 経過年数の状況

妙高市では、1982 年 (昭和 57 年) 以前に建設された築 40 年以上の施設が 28.9%と最も多く、次いで 1983 年 (昭和 58 年) から 1992 年 (平成 4 年) までの築 30~39 年の施設が 26.3% となっています。

また、築 30 年以上の施設が全体の 55.2%となっており、更に 10 年後には約 7 割の施設が築 30 年以上となるなど、施設の維持管理・更新等の対応が課題となってきます。



図表 2-7 建物系施設の築年別延床面積の割合(2022年(令和4年)3月末現在)

3) 建物系施設の保有量の推移

 (m^2)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
240, 385	238, 753	237, 112	235, 512	237, 433

[※]延床面積は決算に関する参考資料「土地建物の用途別内訳」行政財産(建物)、普通財産(建物)を基に作成

4) 有形固定資産減価償却率の推移

(%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
56. 5	58. 7	60. 0	61. 5	62. 9

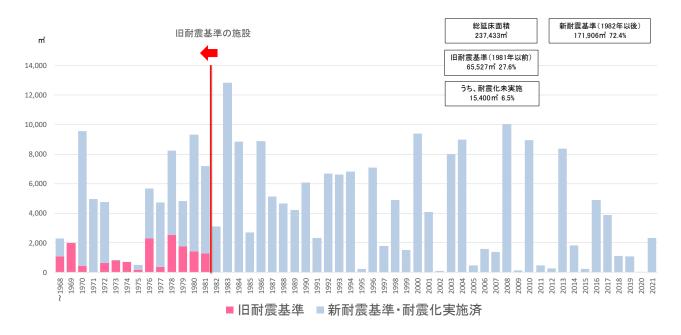
[※]有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出した 指標。耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

5) 耐震化の状況

妙高市の建物系施設の総延床面積 (237, 433 ㎡) のうち旧耐震基準 (1981 年 (昭和 56 年) 以前) の施設が占める割合は 27.6%となっています。全体の 93.5%は耐震化が完了しており、耐震化未実施の割合は 6.5%です。

この中には既に廃止や取り壊し、改修の方向が出ている施設も含まれており、それらを除いた実際の耐震化未実施の割合は 1.2%です。なお、拠点避難所(地震時)については全て耐震化が完了しています。

図表 2-8 耐震化の状況(2022 年(令和4年)3月末現在)



6) 主な施設の建築年別一覧

※ (未・解) は解体方針がある耐震化未実施施設

		※(木・腓)は 「本性中方式がある・ 「動展化木夫 他他 「大き 神)は 「本性中方式がある。 「大き 神)は 「大き 神)に 「大き 神)は 「大き		
1971	1年(昭和46年)	新井中学校校舎	建築後	
1972	2年(昭和47年)	妙高中学校校舎、新井中学校体育館、新井克雪管理センター(未・解)	50 年経過	
1973	3年(昭和48年)	妙高高原南小学校校舎		
1974	4年(昭和49年)	妙高中学校体育館		
1976	5年(昭和51年)	旧水原小学校校舎 (未・解)、赤倉体育センター		
1977	7年(昭和52年)	新井北小学校校舎		
1978	8年(昭和53年)	旧にしき特別支援学校、妙高高原体育館(未・解)		
1979	9年(昭和54年)	斐太北小学校校舎、高齢者生産活動センター・姫川原コミュニティス		
		ポーツセンター等 (旧姫川原小学校校舎・体育館)		
1980)年(昭和55年)	妙高高原中学校校舎、新井南体育館(未・解)、旧矢代保育園	A	
1981	1年(昭和56年)	総合支援学校(旧斐太南小学校校舎)、旧長沢小学校校舎(未・解)、	建築後	
		農村環境改善センター、ひばり園	40 年経過	
1983	3年(昭和58年)	妙高小学校校舎、妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター、		
		妙高市いきいきプラザ		
1984	4年(昭和59年)	旧猿橋小学校校舎、妙高高原北小学校校舎、妙高小学校講堂、市営学		
		校町住宅		
1986	6年(昭和61年)	妙高高原南小学校体育館、勤労者研修センター、市営中川住宅		
1987	7年(昭和62年)	し尿処理施設		
1988	8年(昭和63年)	新井北小学校区放課後児童クラブ(旧和田保育園)		
1989	1989年(平成1年) 妙高支所庁舎(妙高保健センター)			
1990	0年(平成2年)	新井中央小学校校舎・体育館、妙高高原中学校体育館		
1991	1年(平成3年)	妙高診療所、斐太北保育園	建築後	
1992	2年(平成4年)	新井小学校体育館、新井ふれあい会館、杉野沢トレーニングセンター	30 年経過	
1993	3年(平成5年)	妙高ふれあいパーク	_	
1994	4年(平成6年)	あらい再資源センター、妙高高原教職員住宅、市営学校町住宅、水夢		
		ランドあらい		
1995	5年(平成7年)	高齢者生活福祉センター妙高の里		
1996	5年(平成8年)	旧斐太南保育園、妙高高原こども園(わかば棟)		
1997	7年(平成9年)	自然資源活用型交流促進施設苗名の湯、関川関所道の歴史館		
1998	8年(平成10年)	新井グリーンスポーツセンター、青少年学習施設(わくわくランドあ		
		らい)、旧交流促進施設友楽里館		
1999	9年 (平成 11年)	市営田町住宅	建築後 🛧	
2000	9年 (平成 12年)	妙高高原こども園(しらかば棟)、くびき野情報館、四季彩館ひだなん	20 年経過	

建築後 ¹ 10 年経過

2003年 (平成 15年)	新井南小学校校舎・体育館、妙高高原メッセ(妙高高原保健センター)		
2004年 (平成 16年)	市営朝日町住宅		
2005年 (平成 17年)	旧サテライト妙高、妙高山麓直売センター、クラインガルテン妙高ラ		
	ウベ		
2008年 (平成 20年)	市役所庁舎		
2010年 (平成 22年)	新井小学校校舎、市営石塚住宅		
2011年(平成23年)	妙高山麓都市農村交流施設		
2013年 (平成 25年)	妙高市総合体育館、さくらこども園		
2013年(平成25年) 2014年(平成26年)	妙高市総合体育館、さくらこども園 よつばこども園		
2014年 (平成 26 年)	よつばこども園		
2014年(平成26年) 2016年(平成28年)	よつばこども園 妙高高原体育館		
2014年(平成 26 年) 2016年(平成 28 年) 2017年(平成 29 年)	よつばこども園 妙高高原体育館 妙高高原観光案内所、和田にじいろこども園		

【参考】本計画策定以降に解体撤去した主な施設

2016年(平成28年)	旧吉木小学校(一部)、旧第一保育園、横町第1種中層耐火構造住宅		
2017年(平成29年)	多目的集会施設姫川原コミュニティセンター、旧水原小学校教員住宅、		
	旧水原診療所、旧妙高市総合センター (関山地内)		
2018年(平成30年)	川上公会堂、旧高柳第1種中層耐火構造住宅、旧吉木小学校(体育館)、		
	矢代保育園倉庫、駅前公衆便所 (田口地内)		
2020年(令和2年)	旧妙高高原博物展示施設、旧レストランホンドリス (関川地内)、旧妙		
	高高原支所庁舎		
2021年(令和3年)	旧新井南小学校小濁冬季分校		
2022年(令和4年)	旧第三保育園、旧水上保育園、旧斑尾高原保育園、旧斑尾高原保育園		
	職員住宅		

**2016 年度(平成 28 年度)から 2022 年度(令和 4 年度)に解体撤去した施設 **延床面積が 50 "3以上の施設を掲載

②インフラ系施設

1) 保有状況

妙高市の2022年(令和4年)3月末現在の市道(一般道)の実延長は706,269m、農道の実延長は82,531m、林道の実延長は103,929m となっています。また橋りょう数は286 橋、上水道管の総延長は549,987m、下水道管は211,981m となっています。

道路、管路については整備が進んでおり、今後は人口減少等により現状を維持する程度で 推移すると見込まれます。

図表 2-9 インフラ系施設保有状況

主な施設			施設数・延長 (2022.3 末現在)
	市道		706, 273 m
道路	農道(市が管	う理するもの)	82, 531 m
担 始	林道(市が管	う理するもの)	103, 929 m
	橋りよう		286 橋
公園	都市公園		14 か所
公園	その他公園		45 か所
上水道(管路延長)			549, 987 m
下水道(管路延長)			211, 981 m
消雪パイプ		43, 451 m	
その他	流雪溝		41, 605 m
-C V / []L	農業用施設	用水路	147m
		ため池	3 か所

出典:各課データより

※令和4年4月1日よりガス事業を民間譲渡したため、ガス(管路延長)は対象外としました。

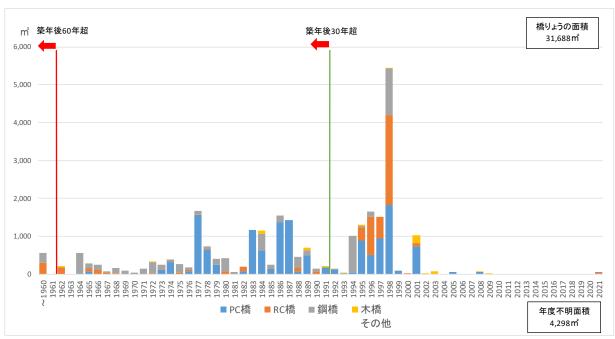
2) 経過年数の状況

○橋りょうの状況

橋りょうの整備面積は、全体で 31,688 ㎡となっており、1977 年度(昭和 52 年度)以降から増加しておりますが、築 30 年を超えるものは全体面積の 45.1%です(年度不明分を除く)。

現在、橋りょうについては長寿命化計画を策定しており、286橋を2010年度(平成22年度)より5年毎に点検し、優先度の高いものから年次的な修繕を進めています。

図表 2-10 橋りょうの年度別整備状況 (2022年(令和4年)3月末現在)



※橋りょうの面積 31,688 m²は年度不明面積 4,298 m²を含む

○上水道の状況

上水道管の整備は1978 年度(昭和53 年度)から急速に整備が進み1994 年度(平成6年度)をピークに整備はほぼ完了しています。

今後、一般的な耐用年数である 40 年を迎えるものが年々増加するなど、年次的な改修が必要となります。

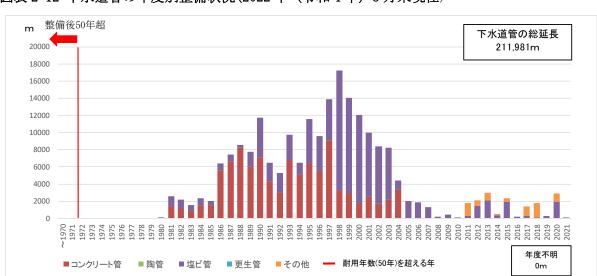
整備後40年超 m 上水道管の総延長 549.987m 35000 30000 25000 20000 15000 10000 5000 1970 1971 1972 1974 1975 1976 1977 1978 1978 1979 1979 年度不明 耐用年数(40年)を超える年 ■送水管 ■配水管300mm以下 ■配水管500mm未満 ■配水管500mm以上 50.018m

図表 2-11 上水道管の年度別整備状況(2022年(令和4年)3月末現在)

※上水道管の総延長 549,987m は、年度不明分 50,018m を含む

○下水道の状況

下水道管の年度別の整備延長は、1981 年度(昭和 56 年度)から急速に整備が進み 1998 年度(平成 10 年度)をピークに減少しています。管路では、一般的な耐用年数である 50 年を近々に迎える施設はありませんが、整備年度が集中しているため、将来的に更新時期が集中することが予想されます。



図表 2-12 下水道管の年度別整備状況(2022年(令和4年)3月末現在)

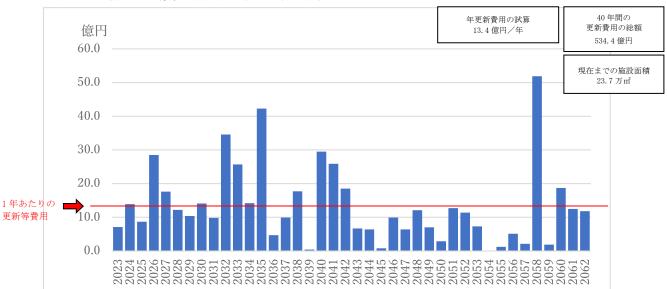
2-(4)公共施設等の維持・更新

妙高市が2022年(令和4年)3月31日現在で所有する建物系施設及びインフラ系施設を そのまま維持していくという条件設定の下で、今後40年間の建替えや改修に要する費用を 試算した結果は以下のとおりです。なお、公共施設個別施設計画において解体に位置付けら れている施設については、この試算から除外するものとします。

①建物系施設

令和3年度固定資産台帳を活用し、今後40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で534.4億円(年平均13.4億円)と試算されます。

特に 2026 年度(令和 8 年度)から 2035 年度(令和 17 年度)までの 10 年間に更新・大規模改修が集中しており、コストの縮減や平準化等を図っていく必要があります。



図表2-13 将来更新費用推計表 (建物系施設)

〔前提条件〕

<基本的な考え方>

令和3年度固定資産台帳を活用し、今後40年間の建物系施設の必要コストを試算。

大規模改修や建替えについて、耐用年数の期間が終了する年度に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、更新費用を試算。なお、個別施設計画において、既に解体方針が定まっている施設は除いて試算。

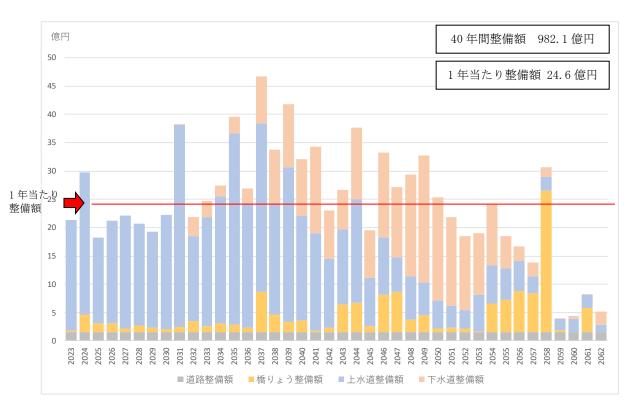
対象とした施設は、決算に関する参考資料「土地建物の用途別内訳」に記載してある行政 財産(建物)、普通財産(建物)で試算。

②インフラ系施設

インフラ系施設の今後 40 年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で 982.1 億円 (年平均で 24.6 億円) と試算されます。

上水道は今後20年程度、更新期を迎える水道管が多く、下水道は10年後の2032年(令和14年)から更新の時期を迎えることから、今後いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

このため、上下水道事業は、アセットマネジメント(資産管理)の手法を取り入れた「妙高市上下水道事業経営戦略」を策定し、更新に取り組むとともに、官民が連携して公共サービスを行うPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の観点から、2022年(令和4年)4月からガス事業は民間譲渡、上下水道事業は包括的民間委託を行い、効率的な施設更新を進めています。



図表2-15 将来更新費用推計表 (インフラ系施設)

[前提条件]

<基本的な考え方>

以下の条件で今後40年間のインフラ系施設の必要コストを試算。

- ・道路整備額は、過去5年の道路整備額の平均額で試算。
- ・橋りょう整備額は、令和3年度固定資産台帳を活用し試算(更新年数60年)。
- ・上下水道整備額は、更新を迎える管延長に更新単価を乗じて試算(更新年数:水道管 40 年、下水道管 50 年)

3章 公共施設等の管理に関する基本方針

今後の公共施設等の維持管理・更新等を進めてく上での課題を明確化するため、前章に記述した「公共施設等を取り巻く現状と課題」について、以下の4点に整理・集約します。

3-(1)公共施設等に関する課題の整理

1) 人口減少への対応

2015年(平成27年)には33,199人であった人口が、2040年(令和22年)には24,128人(第3次総合計画における推計値)となり、人口減少がさらに進み、建物系施設の利用率の低下が見込まれます。

また、現在の公共施設等をそのまま保有すると、市民一人あたりの建物系施設の保有面積はさらに増加することが見込まれ、維持管理費等の増加による財政負担が危惧されます。

建物系施設の利用率の低下や、市民一人あたりの面積増加に対応するため、施設数や規模の抑制が必要となります。

2) 少子高齢化への対応

年少人口が減少(2015年:11.2%→2040年:8.8%)し、高齢人口の割合が増加(同33.9%→同45.2%)するなど、少子高齢化の進行が見込まれます。

これら少子高齢化による年齢構成の変化により、利用者ニーズの変化や必要とされる公共施設等の内容も変わることが見込まれます。

年齢構成の変化に伴う利用者のニーズに対応したサービス提供、施設改修・配置等の検 討が必要となります。

3)維持・更新費用等の財政的な負担への対応

今後、市税・交付税等の減少が見込まれ、維持管理費の捻出が難しくなります。

現在、築30年以上の施設が55.2%、10年後には約7割まで増加するなど、施設の更新・修繕等が一定期間に集中がすることが見込まれます。

また、維持補修費は増加傾向にあり、建物系施設では今後 40 年間で 534.4 億円 (年間 13.4 億円)、インフラ系施設では今後 40 年間で 982.1 億円 (年間 24.6 億円)の維持・更新費用が見込まれます。

将来的にも増加が見込まれる公共施設等の維持・更新費用等の負担の抑制や平準化等 が課題となります。

4) 過剰施設・遊休施設の対応

建物系施設の一人あたりの面積は県内20市の中でも多い現状にあります。

学校教育系施設の割合が全体の 3 割を占めており、その中には統廃合による空き校舎も含まれます。

このため、利用状況等を考慮し、過剰な公共施設等や利用目的が終了した施設については、整理・統合・転用・廃止など、公共施設等の適正化を検討する必要があります。

図表 3-1 現状を踏まえた課題認識の検討

少子高齢化による年齢 維持・更新費用等の 過剰施設•遊休施設 人口減少への対応 構成の変化への対応 財政的な負担の対応 の対応 2015年には33,199人であっ 年少人口の減少(2015年: た人口が、2040年には 11.2%→2040年:8.8%)、高 市税・交付税等に減少が見 公共施設の1人あたりの面 24,128人(第3次総合計画に 齢人口の増加(同33.9%→ 込まれ、維持管理費の捻出 積は、県内20市中でも多い おける推計値)となり、人口 同45.2%)により、少子高齢 が難しくなる。 現状。 減少が進む。 化が進む。 少子高齢化による年齢構成 築30年以上の施設が現在 学校教育系施設の割合が 人口減少により、公共施設 の変化により、利用者ニー 全体の3割を占めている。中 55.2%、10年後には約7割と の利用率・必要性の減少が ズの変化や公共施設の必要 なり、施設の更新・修繕が集 には統廃合による空き校舎 見込まれる。 性の低下が見込まれる。 中する。 も含まれる。 維持補修費は増加傾向にあ 現在の施設をそのまま保有 利用者のニーズに対応した り、建物系施設では年間 人口減少・年齢構成の変化 した場合、市民一人あたりの サービス提供、施設改修・配 13.4億円、インフラ系施設で により、未利用施設が増加 公共施設面積割合がさらに 置の検討が必要となる。 は年間24.6億円の更新費用 する。 増加する。 が見込まれる。 将来的にも増加が見込まれ 過剰な公共施設や利用目 年齢構成等の変化による 利用率低下への対応と施 る公共施設の維持・更新費 的が終了した施設、類似施 ニーズの変化への対応が 設数の抑制が課題 用等の負担を抑制すること 設の整理・転用・配置適正 課題 が課題 化が課題

3-(2)公共施設等の管理の基本方針

前章での課題整理をふまえ、今後の公共施設等の維持管理・更新等について、基本方針と して以下の4つを位置づけ、公共施設等の総合的な管理を推進し、市民満足度の向上を目指 します。

①保有総量の抑制 ~量を抑制する~

●既存施設等の統廃合・複合化

- ・人口減少と少子高齢化等による年齢構成等の変化により、現状の公共施設数や規模をこのまま維持・継続することは困難となります。
- ・そのため、人口規模に見合った施設規模や施設数の適正化のため、市民ニーズを踏まえ た公共施設等の統廃合や機能の複合化・集約化等について検討します。

●廃止・除却等の検討

- ・利用率が低く、今後の利用の回復が難しいと判断される施設については、市民サービス の低下に配慮しながら、用途変更や廃止を検討します。
- ・また現在、使用されていない建物系施設で今後も活用の見込みのないものについては、 維持管理コストの低減や周辺環境への配慮、安全性の面からも、施設の除却を検討しま す。

②維持管理の見直し ~長期に使用する~

●長寿命化・耐震化の推進

・今後も利用する施設については、長期的に使用することを前提に、予防的かつ計画的な 修繕等を行うとともに、耐震基準を満たしていない施設については耐震工事等を推進 するなど、公共施設等の長寿命化と耐震化を進めます。

●点検・診断の徹底

- ・従来の「壊れてから直す」という考え方から、計画的に点検・診断・修繕を行う「予防 保全型の維持管理」を徹底します。
- ・点検・診断等により、事故の危険性が認められた施設については、施設利用者の安全確保を最優先にソフト・ハードの両面から対策を実施します。

●ユニバーサルデザイン化の推進

・施設の大規模改修・更新等にあたっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定) におけるユニバーサ

ルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、年齢、性別、能力等にかかわらず、誰もが安全・安心で快適に施設を利用できるよう検討・推進します。

●脱炭素化の推進

・施設の大規模改修・更新等にあたっては、妙高市ゼロカーボン実行計画に基づき、断熱性能の向上や省エネ設備・機器、EMS (エネルギー・マネジメント・システム)の導入を検討・推進します。

③運営方法の見直し ~民間の力を取り入れる~

●運営方法の見直し

- ・施設の維持管理については、民間での効率的な運営を行えるものは、指定管理者などの 民間活力を積極的に導入します。
- ・施設使用料については、受益と負担のバランスについて、定期的に見直すなど、適正な 受益者負担のあり方を検討します。

④資産の有効活用 ~資産を活かす~

●新たな歳入の確保

・利用の見込めない遊休施設や余剰スペース等については、民間や団体、地域への貸し付けや売却などにより、歳入の確保や維持管理費等の削減に努めます。

●地域での活用

・地域に密着した遊休施設等については、地域の意見を取り入れる中で、地域活性化や課題解決につながる施設利用を検討します。

3-(3)数値目標

令和7年度末までに令和3年度末の建物系施設の延床面積から3%削減する

今後、施設の更新や大規模改修等にかかる経費の増加が大きな課題であり、将来の財政負担を勘案すると、施設数や規模を抑制していく必要があります。

また、建物系施設における一人あたりの床面積が県内の中で多い状況であることから、今後も活用見込みのない施設については、行政サービス水準の維持にも十分配慮しながら、維持管理コストの低減や周辺環境への配慮、安全性の面などを考慮し、施設の除却や売却を計画的に進めていく必要があります。

そのため、本計画の終期である 2025 年度末 (令和7年度末) までに 2021 年度末 (令和3 年度末) の建物系施設の延床面積を 3%削減する目標を設定し、保有量の縮減に努めます。

4章 計画の推進

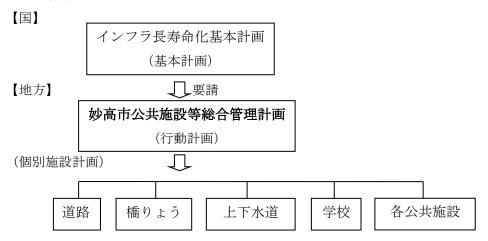
4-(1)個別計画の策定

公共施設等とは、学校施設や道路や橋梁等、様々な施設分野を総称したものですが、各施 設分野によって、その機能や耐用年数、維持管理の手法等が異なるなど、それぞれに特徴を 有しています。

そのため、本計画に定めた基本方針の実行にあたっては、それぞれの施設分野の特性に応じて、安全確保対策やコストの縮減等に配慮した個別施設計画を策定し、計画的に維持管理を実施していきます。

なお、既に長寿命化計画を策定しているものについては、当該計画をもって個別施設計画 の策定に替えますが、本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行います。

計画の体系



4-(2)全庁的な取組体制の構築及び情報の管理・共有

今後施設マネジメントを進めていく上では、将来にわたる財政状況の推移や施設全体の 状況から総合的に判断したうえで優先順位を付し、長期的な視点で計画的に整備、修繕等を 実施していく必要があります。

本市における施設管理は、現在、施設を所管する部署がそれぞれ行っており、その整備や 修繕の優先順位については予算編成の段階で、個々に検討されているものの、全体的に総括 し、総合的に推進する体制は明確化されていません。

そのため、日常における公共施設等の維持管理は、これまで通り担当課で行う中で、施設の老朽度や維持管理費用等に関する情報の一元管理、修繕や更新にあたっての優先順位の意思決定、個別の事業計画と全体方針との調整など、組織横断的な取り組みが必要であり、こうした取組を効率的に推進するための体制の整備を進めます。

また、本計画を全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが計画の意義を理解し、意識を持って取り組む必要があります。本市の公共施設等の現状・課題に対する理解、マネジメントのあり方やコストに対する職員の意識の向上に努めます。

4-(3)計画のフォローアップ

本計画については、令和7年度までの10年間を計画期間として進めていますが、国の制度変更や市民ニーズの変化、財政状況等に応じて適宜見直しを行います。

また、市全体で、公共施設等の現状や今後の方向性についての認識を共有化していくため、市民等に対しても情報提供を行い、市民とともに施設のマネジメントを推進していきます。

本計画の実効性を確保するため、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用して進めていきます。



PLAN

公共施設等総合管理計画、各個別施設計画の策定、見直し



ACTION

検証結果に基づく改善策の検 討、実施 公共施設等 マネジメントサイクル DO

計画に基づいた取組の実行



CHECK

施設データの把握・分析による 評価、検証



妙高市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月策定 (令和 5 年 3 月改訂)

編集·発行 妙高市財務課

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
TEL:0255-72-5111 (代表) FAX:0255-72-9841
URL:http://www.city.myoko.niigata.jp/